



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 69, 2026年3月～4月)

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、合同会社デロイトトーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2026年3月～4月）

内容

A: 星 MAS、サードパーティ・リスクの管理にかかるガイドライン（案）を公表（3月6日）	3
B: 星 MAS、オペレーショナル・リスクの管理にかかるガイドラインの改正案を公表（3月6日）	4
C: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督基準を公表（3月18日）	5
D: 米 FSOC、システム上重要なノンバンク金融機関の指定の手法の改正を提案（3月25日）	6
E: 豪 APRA、火災保険のプロテクション・ギャップにかかるレポートを公表（3月26日）	7
F: ESAs、EU の金融システムのリスクと脆弱性にかかるレポートを公表（3月27日）	9
G: EIOPA、保険募集の現状にかかる報告書を公表（3月30日）	10
H: 印 IRDAI、保険会計基準を採択（3月30日）	11
I: 豪 APRA、終身・年金型商品の健全性規制の取扱いを変更（3月31日）	12

A: 星 MAS、サードパーティ・リスクの管理にかかるガイドライン（案）を公表（3月6日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、4月20日を期限として、サードパーティ・リスクの管理にかかるガイドライン（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

<p>定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 重要な再委託先（sub-contractor）とは、「再委託先が保有する情報が許可無く開示されること等が、金融機関に対して提供されるサービスの提供に極めてネガティブな影響を与える可能性がある」と当該金融機関が考える再委託先を言う。 • 重要な外部委託の取決め（third-party arrangement）とは、「外部委託先が保有する情報が許可無く開示されること等が、金融機関による金融サービスの提供、金融機関の顧客や財務の健全性もしくは風評、金融機関が当該サービスから生じるリスクを管理する能力、または、金融機関が自身に適用される法規制を遵守する能力に極めてネガティブな影響を与える可能性がある」と当該金融機関が考える外部委託の取決めを言う。
<p>記録と登録</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、外部委託の取決めにかかるリスクの重要性の変化を特定およびモニターし、その集中リスクを理解し、また、重要な外部委託の取決めにかかる相互依存関係を認識できるようにすべきである。 • 金融機関は、上記の目的を達成するため、外部委託の取決めにかかる記録を維持し、また、最新のものにアップデートすることを検討すべきである。加えて、金融機関は、少なくとも、すべての重要な外部委託の取決めを含む、外部委託の取決めの一覧をMASに提出すべきである。
<p>ガバナンス、リスク管理および戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関のガバナンス、リスク管理および戦略は、外部委託にかかる取決めのライフ・サイクルのすべてのステージ（リスクの評価、デュー・デリジエンス、契約、オンボーディングと継続的なモニタリング、契約の終了）において重要である。 • 金融機関の取締役会と経営陣は、外部委託にかかるリスクの全体像を評価する適切なプロセスを設けるとともに、それらのリスクの評価と低減を、金融機関のリスク管理の枠組みに取り込むべきである。 • 金融機関は、オペレーショナル・リスクの管理の枠組みや外部委託の利用にかかる戦略と整合した、外部委託にかかるリスク管理の枠組みを構築すべきである。また、その枠組みは、リスクの特定、評価、モニタリング、報告および統制の適用をカバーすべきである。 • 金融機関の外部委託にかかるリスク管理の戦略は、オペレーショナル・リスクやテクノロジー・リスクの管理の戦略等の他の関係する戦略や金融機関の全体的なリスク・アパタイトと整合したものであるべきである。
<p>外部委託の取決めのライフ・サイクル</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、自身の外部委託にかかるリスク管理の枠組みに基づき、リスクを評価すべきである。その際、金融機関は、外部委託の取決めにかかる財務および非財務リスクの双方を勘案すべきである。 • デュー・デリジエンスは、外部委託の取決めの締結や更新に先立って実施されるべきであり、また、定期的に行われるべきである。金融機関は、デュー・デリジエンスに第三者を利用することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、集中リスクをモニターし、管理するための適切な施策を設けるべきである。 金融機関は、重要な外部委託の取決めにおいて、外部委託先から正確な情報をタイムリーに受領すること、外部委託先を監査すること、必要な場合に金融機関に報告することを求めること、サービスの提供を停止すること等にかかる条項を含めるべきである。 金融機関は、すべての重要な外部委託の取決めについて、独立した監査や専門家による評価が行われることを確保すべきである。そうした監査や評価の頻度は、取締役会によって承認を受けるべきである。 金融機関は、いくつかのシナリオを想定して、退出計画（exit plans）を準備し、定期的にアップデートするとともに、そのテストを行うべきである。
MASへの報告	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、その顧客に対して提供しているサービスに重大な影響を与え得る状況を認識した際、その旨を速やかにMASに対して報告すべきである。
事業継続の管理と復旧	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、その事業継続が外部委託の取決めの利用によって阻害されないことを確保すべきである。 金融機関は、事業継続計画（BCP）および災害復旧計画（DRP）を策定し、定期的に見直し、アップデートすべきである。また、金融機関は、外部委託先が自身のBCPおよびDRPを定期的にテストしていることをレビューすべきである。
国外の外部委託先の利用	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール国外に所在する者との間における重要な外部委託の取決めは、金融機関の本国における事業のMASによる監督を妨げない形で行われるべきである。

インプリケーション：MASが公表したサードパーティ・リスクの管理にかかるガイドライン（案）の内容は、概ね、他の国・地域の監督当局が策定・公表している類似の規制に近いものであると考えられる。他方で、国外の外部委託先の利用について、MASによる監督の実効性を阻害し得る外部委託の取決めに対して監督上の見解を示していることは言及に値する。

（参考）MAS ‘Consultation Paper on Proposed Guidelines on Third-Party Risk Management’

B: 星 MAS、オペレーショナル・リスクの管理にかかるガイドラインの改正案を公表（3月6日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、4月20日を期限として、オペレーショナル・リスクの管理にかかるガイドラインの改正案を市中協議に付した。同改正案の主な内容は以下のとおり。

背景等	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービスにおけるデジタル化、外部委託先への依拠、サイバー攻撃の脅威の増加などにより、オペレーショナル・リスク管理の重要性が高まっていることから、MASは、2013年に公表したオペレーショナル・リスクの管理にかかるガイドラインを改正することを考えている。 本改正案は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の「オペレーショナル・リスクの健全な管理のための改訂原則」の主要な要素を取り込んだものである。
オペレーショナル・リスク管理の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペレーショナル・リスクをタイムリーに特定し、評価し、対応し、モニターし、レビューし、報告するための、文書化された、実効的なオペレーショナル・リスクの管理の枠組みを設けるべきである。 オペレーショナル・リスクの管理の枠組みは、強固なガバナンスの仕組み、明確に定義されたリス

	ク・アパタイトとリスク・トランスにかかるステートメント、包括的なタクソミー、方針、基準および手順、ならびに、リスク管理のためのツール等を含むべきである。
取締役会等の責任	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および経営陣は、強固なリスク管理に基づく適切なリスク・カルチャーを構築し、維持すべきである。
オペレーショナル・リスク管理のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 実効的なオペレーショナル・リスクの管理のため、金融機関は、リスクの特定と評価、特定されたリスクへの対応、リスクのモニタリングと報告にかかるプロセスを整備すべきである。
チェンジ・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペレーションの変更から生じる重要なオペレーショナル・リスクの増分を特定し、評価するための、強固なチェンジ・マネジメントのプロセスを構築すべきである。方針、基準および手順は、変更を承認するための閾値やプロセスを定めたものであるべきである。
開示	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペレーショナル・リスクの管理およびオペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーをステークホルダーが理解できるよう、情報の開示のための合理的な手順を踏むべきである。 国内のシステム上重要な銀行および保険会社は、自社のオペレーショナル・リスクの管理の枠組み、オペレーショナル・リスクに対するエクスポージャー、行動規範（code of conduct）をそれぞれ開示すべきである。

インプリケーション：本改正ガイドライン（案）は、オペレーショナル・リスクの管理について、システム上重要な銀行および保険会社に対して、追加的な規制を課している。特に、オペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーについて、各金融機関がどのような情報を開示するかは注目に値する。

（参考）MAS ‘Consultation Paper on Updated Guidelines on Operational Risk Management’

C: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督基準を公表（3月18日）

- 英国健全性規制機構（PRA）は、「オペレーショナル・レジリエンス：インシデント報告」と題する監督上のステートメント（SS）を公表した。同SSの主な内容は以下のとおり。

位置付け等	<ul style="list-style-type: none"> 本SSは、オペレーション上のインシデント（operational incident）の報告にかかるPRAのルールブックに定める要件の遵守についてPRAの期待を示すもの。本SSは、銀行、保険会社等（以下、「金融機関」）に適用される。
定義	<ul style="list-style-type: none"> オペレーション上のインシデントとは、組織外のエンド・ユーザーに対するサービスの提供の中断やそのようなエンド・ユーザーに関連する、もしくは、帰属する情報やデータの利用可能性、信憑性、清廉性もしくは機密性に影響するような、金融機関のオペレーションを中断する、単一または関連する一連のイベントのいずれかを言う。 それらのエンド・ユーザーには、個人および法人の顧客、その他の法人、受託者（trustees）、市場参加者、監督当局が含まれ得る。
報告の閾値	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペレーション上のインシデントが以下のものに対してリスクをもたらし得る場合、監督当局に対して報告を行わなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> - 英国の金融システムの安定性（金融機関が、その他のシステム上重要な金融機関（O-SII）である場合、もしくは、O-SIIの傘下にある場合、または、ソルベンシーIIの規制を受ける保険会社である場合） - 金融機関の安全性と健全性 - 保険会社の（潜在的な）保険契約者の保護の適切な程度 • 金融機関は、PRAに対する報告の要否を検討する際、オペレーション上および財務上の伝播、セクターの風評、法規制上の要件を満たす能力、適切なサービスを提供する能力等の要素を勘案し得る。
段階的な報告	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、初期フェーズ、中間フェーズおよび最終フェーズにそれぞれ報告を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 初期フェーズ：原則、インシデントが閾値を満たしていることを確認してから24時間以内 - 中間フェーズ：重要な変化が生じた都度（重要な変化とは、インシデントの原因を特定した時点、インシデントの影響がより甚大になっている場合、金融機関が事業継続計画や災害復旧計画を発動した場合、金融機関がインシデントを解決した時点等を言う。） - 最終フェーズ：原則、インシデントが解決してから30営業日以内
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関のチーフ・オペレーション・シニア・マネジメント・ファンクション（Chief Operations Senior Management Function：COSMF）は、オペレーション上のインシデントの報告について全体的な責任を有しているべきである。

インプリケーション：本監督上のステートメントが定めるオペレーション上のインシデントの報告の要件は、一定の解釈の余地があるものと考えられる。監督当局への報告の実績が積みあがる中で、これらの要件がさらに詳細なものとして定められる可能性もあると思料される。

（参考）PRA ‘SS1/26 – Operational resilience: Incident reporting’

D: 米 FSOC、システム上重要なノンバンク金融機関の指定の手法の改正を提案（3月25日）

- 米国金融安定監督評議会（FSOC）は、2023年11月に改正されたシステム上重要なノンバンク金融機関の指定にかかる解釈ガイドライン¹の改正案を45日間の市中協議に付した。同案の主な内容は以下のとおり。

分析のメソッドロジ	<ul style="list-style-type: none"> • FSOCは、米国の金融システムに対して潜在的なリスクをもたらす金融市場、活動およびエンティティを特定する際、以下の脆弱性や伝播チャネルを考慮し得る。 <ul style="list-style-type: none"> - 脆弱性：レバレッジ、流動性リスクとマチュリティ・ミスマッチ、資産価額、相互関連性、オペレーショナル・リスク、集中リスク、経済の成長と安全性に対する障害 - 伝播チャネル：直接的および間接的なエクスポージャー、資産の流動化、重要な機能も
-----------	--

¹ 同案の概要は「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 34, 2023年4月～5月）」記事Cを参照。

https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2024/202305_ins_regulation.pdf

	しくはサービス、共通の脆弱性やエクスポージャーなどの高い相関性
活動ベースのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> FSOCは、米国の金融安定に対する潜在的なリスクを特定し、評価し、対応するため、まずは、上記のメソッドロジーに則った活動ベースのアプローチ（activities-based approach）を用い、活動ベースのアプローチでは米国の金融安定に対する潜在的なリスクに対応できない場合にのみ、エンティティに固有の決定（entity-specific determinations）を行う。 活動ベースのアプローチは、以下の2段階のステップから成る。 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1：米国の金融安定に対する潜在的なリスクの特定と評価 ステップ2：特定された潜在的なリスクに対応するための規制当局との協働
ノンバンク金融機関の決定	<ul style="list-style-type: none"> 米国の金融安定に対する潜在的な脅威が、上記の活動ベースのアプローチでは対応できない場合であって、かつ、一以上のノンバンク金融機関にかかる決定によって対応し得る場合、FSOCは、エンティティに固有の決定のために一以上のノンバンク金融機関を評価することができる。 FSOCが、①当該ノンバンク金融機関の財務上の重大な懸念（distress）が米国の金融安定に対して脅威をもたらし得る、または、②当該ノンバンク金融機関の性質、範囲、規模、集中度、相互関連性もしくは活動が米国の金融安定に対して脅威をもたらし得る、と決定した場合、当該ノンバンク金融機関は、連邦準備制度に監督され、また、健全性の基準に服することとなる。 FSOCは、上記の①もしくは②のいずれかを満たすと結論付ける場合、当該ノンバンク金融機関を指定することのベネフィットがそのコストを上回っているか否かを分析する。 なお、ノンバンク金融機関の最終的な指定までには、以下のプロセスを経る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ステージ1：公開情報や監督上の情報に基づく、予備的な評価 ステージ2：追加的に提出を受けた情報に基づく、深度ある評価 （ステージ3）：提案と最終的な決定 FSOCは、最終的に指定されたノンバンク金融機関について、その決定を少なくとも年次で再評価することを求められる。

インプリケーション：本解釈ガイドラインの改正案は、米国の金融規制に対するスタンスを示しているように見受けられる。本改正案に基づくと、システム上重要なノンバンク金融機関が指定される可能性は極めて低いものと考えられる。また、本改正案は、同国におけるノンバンク金融セクターのさらなる拡大に寄与する可能性もあると史料される。

（参考）FSOC ‘Financial Stability Oversight Council Issues Proposed Guidance on Nonbank Financial Company Designations’

E: 豪 APRA、火災保険のプロテクション・ギャップにかかるレポートを公表（3月26日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、気候変動が火災保険（home insurance）の購買可能性やプロテクション・ギャップに与え得る影響にかかるストレス・テストを実施し、その結果等を「ギャップに注意：保険気候脆弱性評価

(Mind the Gap - Insurance Climate Vulnerability Assessment : Insurance CVA) 」と題するレポートとして公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

ストレス・テストの概要	<ul style="list-style-type: none"> • 対象：オーストラリアの大規模な損害保険会社5社（総収入保険料ベースで同国の火災保険市場の約8割を占める。） • シナリオ：気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が開発したシナリオと整合する、以下の二つのシナリオ。 <ul style="list-style-type: none"> - 現行政策シナリオ（current policies scenario : CPS）：2050年に世界の平均気温が2.5°C上昇 - 移行遅延シナリオ（delayed transition scenario : DTS）：同1.8°C上昇
主な発見事項	<ul style="list-style-type: none"> • 一戸建てに居住する家計にとっての火災保険のプロテクション・ギャップは、上記の両シナリオの下で、現在の約15%から2050年には約25%へと拡大する。 • 他方で、保険の購買可能性の困難さやプロテクション・ギャップの拡大を牽引する要素は、それぞれのシナリオによって異なる。CPSでは、気象イベントからの損害の増加による保険料の上昇が、DTSでは、建築コストのインフレが、それぞれプロテクション・ギャップの拡大の主たるドライバーとなる。 • 火災保険のプロテクション・ギャップは、現在ではより低い水準のプロテクション・ギャップを有する地方において、より一層拡大する傾向がある。
プロテクション・ギャップの拡大の影響	<ul style="list-style-type: none"> • 家計：付保が不十分である場合、より大きな損害は、家計の財務上のレジリエンスにネガティブな影響を与えることとなる。また、火災保険の保険料が高騰することによって、住宅ローンの借り手の数が減少する。これらは、金融システムや経済に影響を及ぼし得る。 • 保険会社：保険会社は、定期的に保険料を調整することができるものの、それが保険の購買可能性に大きな影響を与える場合には、保険業界が社会の期待を満たさず、また、私的な保険市場に対する改革の圧力を生じさせ得る。 • 銀行：プロテクション・ギャップの拡大は、銀行にとって信用リスクを増大させ得る。 • 政府：プロテクション・ギャップの拡大は、政府の介入に対する期待を高め得ることとなり、社会的なコストが増大する。
プロテクション・ギャップへの対応	<ul style="list-style-type: none"> • 拡大する火災保険のプロテクション・ギャップは、困難な課題ではあるものの、政府、業界、社会が協力し、リスクの低減、保険のイノベーション、リスク管理などを通じて、対応していく必要がある。

インプリケーション：気象イベントの頻度や影響の甚大化が観察される中、いくつかの国・地域では、火災保険にかかるプロテクション・ギャップが社会的な課題として顕在化しつつある。本レポートが提言するとおり、政府、業界、社会が連携して対応することが期待されているものと考えられる。なお、本レポートの公表と時を同じくして、米国のとあるシンクタンクは、連邦政府による再保険会社の設立を提案しており²、当該提案にかかる今後の議論の動向も注目に値する。

² The Brookings Institution (2026) ‘Commentary – A proposal for a US federal property reinsurer’.

(参考) APRA ‘APRA stress test shows how the widening home insurance protection gap may impact Australia’s financial system resilience’

F: ESAs、EU の金融システムのリスクと脆弱性にかかるレポートを公表（3月27日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州連合（EU）の金融システムにおけるリスクと脆弱性にかかるレポート（2026年上半期分）を公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

市場のトレンド	<ul style="list-style-type: none"> 地政学上のイベントは、引き続き、金融市場の動きに影響を与えている。最近では、例えば、中東における戦争が、金融市場の不確実性を高め、また、エネルギー価格の上昇をもたらしている。 株価は過去最高値に達しており、債券の利回りは上昇している。暗号資産については、ステーブルコインは、ゆるやかなペースではあるものの、順調に拡大しているが、暗号資産全体としての時価は、2025年10月から大きく下落している。
保険および年金セクターの動向	<ul style="list-style-type: none"> 保険および職域年金セクターは、引き続き、概ね健全である。保険会社の収益性は、資産運用収益が好調であることや保険引受が堅調であることから、強固な状況にある。 米国と比べるとその規模は相対的に小さいものの、プライベート・クレジットやオルタナティブ資産へのエクスポージャーが拡大してきている。 再保険取引や欧州経済領域（EEA）外の金融機関へのエクスポージャーの増加は、ストレス時の伝播リスクを高め得る。
地政学リスクの影響	<ul style="list-style-type: none"> 地政学上のイベントは、依然として、不確実性を高める要因となっている。地政学上の緊張やAIの開発・利用の進展により、サイバー攻撃に対する脆弱性が高まっているほか、脆弱性が相対的に高い国に所在するサービス・プロバイダーに対するサードパーティ・リスクのエクスポージャーも高まっている。 米国における規制緩和の動きは、銀行の行動に影響を及ぼし得る。 米国やテクノロジー/AIセクターにおける流動性リスクの修正の動きは、ファンド・セクターにとって懸念を生じさせ得る。
プライベート・ファンドの役割	<ul style="list-style-type: none"> プライベート・クレジット（PC）とプライベート・エクイティ（PE）は、この15年間で、急速に成長してきている。2025年3月時点の運用資産残高（AuM）は、PEファンドが8,000億ユーロ、PCファンドが1,000億ユーロ。EUのプライベート・ファイナンスの規模は、英国と同規模程度で、米国と比べると非常に小さい。PEとPCは相互に関連している。 プライベート・ファイナンスの成長は、相互関連性の高まりにつながっている。例えば、銀行は、ピークルへの資金提供、融資（direct lending）、デリバティブや証券金融取引マーケット等を通じて、プライベート・ファイナンスとの関係を有している。保険会社については、PCへのエクスポージャーは総資産の5.8%程度（2025年第2四半期）にとどまっている。 米国における半流動型の（semi-liquid）事業開発会社（business development company：BDC）のプライベート・ファンドの状況（上限を超える償還など）は、PCセクター

	の脆弱性を示している。
--	-------------

インプリケーション：今回のEUの金融システムのリスクと脆弱性にかかるレポートは、プライベート・ファンドの役割を大きく取り上げており、このことは、プライベート・ファンド・セクターに対する欧州の監督当局の懸念の高まりを示すものであると解釈し得る。同レポートは、欧州におけるプライベート・ファンド・セクターの規模は、米国と比べると非常に規模が小さいと述べているものの、相互関連性の高まりは、ショックがクロスボーダーで伝播する可能性が高まり得ることに留意が必要であると考えられる。

(参考) [EIOPA ‘ESAs spring risk update highlights geopolitical pressures and rising private finance risks’](#)

G: EIOPA、保険募集の現状にかかる報告書を公表（3月30日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2022年1月、2024年1月に続き、保険募集の現状にかかる報告書を公表した。同報告書の主な内容は以下のとおり。

EUの保険募集市場の変化	<ul style="list-style-type: none"> 2020年から2024年の間に、登録を受けた保険仲介者の数は7.5%減少した。専門性にかかる規制上の要件の厳格化や監督の強化、統合、地理的な要素、募集モデルの変化などを理由として、減少傾向が続いている。 保険仲介者は、主として、保険会社の代理として行動するものの、他の仲介者や顧客の代理として行動する仲介者が多い国もある。21のEUメンバー国のうち13か国では、一以上の保険会社の代理として活動する保険仲介者が多数を占める。 ほとんどの保険仲介者は、主として、（保険料に含まれる）コミッションから報酬を得る。顧客から手数料（fees）として報酬を受け取るモデルは依然として限定的である。 ほとんどのメンバー国において、募集は、主として、代理店（agents）や仲立人（brokers）によって行われている。パンカシユアランスは、少数の市場において支配的なモデルである。他の金融商品に加えて保険を募集するという付随的な保険仲介（ancillary intermediation）は、ごく少数の市場のみで主要なモデルとなっている。 オンラインを通じた募集は、ほとんどの国において依然として低い水準にあるものの、特に、損害保険では、その数が年々増加している。
規制の枠組みへの影響	<ul style="list-style-type: none"> 保険仲介者の専門性や能力は、苦情の性質や数、監督上の発見事項を踏まえると、いくつかの国では課題があるものの、概ね、最低限の規制上の要件は満たしていると考えられる。 保険募集におけるデジタル化は、特に、簡素な商品について、ゆっくりとしたペースではあるものの、徐々に進展している。他方で、複雑な商品の募集は、引き続き対面によるところが大きい。 AIは、募集を含む、保険のバリュー・チェーンにおいて使われるようになっているものの、その状況は国によって区々であるほか、パイロット的に、もしくは、バックオフィス業務で使われることが多い。生成AIの利用は、未だ初期段階にあり、バックオフィス業務のために使われることが専らである。 保険料の個別化（personalised pricing）は、保険会社が、忠実な顧客に不当に高い保

	<p>険料を設定していることも多いことから、公正性や監督上の懸念を生じさせている。また、約款の個別化（personalised policy conditions）は、テーラーメイド型の商品の提供を可能にするものの、保険金の額がブラックボックスであるAIによって決定される場合も含め、商品の監督とガバナンス（product oversight and governance：POG）の観点で監督上の課題を生じさせている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 業界団体は、ウェアラブル・デバイスと連動した生命保険商品について、そのマーケティングや商品にかかる情報が消費者に誤解を生じさせ得る懸念を指摘している。 • 保険募集指令（IDD）では、AIを利用した保険募集にかかる明確な規制上の要件が定められていない。AIを利用した保険募集は、IDDおよびAI法をそれぞれ満たすものでなければならない。 • 組込み型保険（embedded insurance）は、他の商品との組み合わせでオンラインで広く提供されるようになってきているが、IDDの準拠や消費者の保護、保険料の明確な開示の観点から、懸念が生じている。 • サステナビリティを謳う保険商品に関し、ほとんどの募集人は、顧客のサステナビリティにかかる選好を評価しておらず、また、サステナビリティにかかる知識を欠いている。
<p>監督上の枠組みへの影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 多くの監督当局は、POGルールの適用を改善するための対応を行っているが、特に、価値に見合った保険料（value for money）の定義において課題を有している監督当局もある。 • いくつかの国においては、インセンティブの不一致や透明性の欠如が、消費者の保護に対する脅威となっている。例えば、複数の国の監督当局は、特に、生命保険商品について、報酬制度が顧客の最善の利益に基づき行動する責務と相反していることを認識している。 • 業界団体は、クロスセルが消費者にとって便利であり、十分に規制されていると主張している。他方で、消費者団体は、クロスセルは消費者を圧倒させるリスクがあると指摘している。

インプリケーション：本レポートは、欧州における保険募集にかかる課題を広くとらえたものであると思料される。本レポートが指摘する保険募集におけるAIの利用、保険のテーラーメイド化、ウェアラブル・デバイスとの連動、組込み型保険など、いずれも保険契約者の保護において特段の留意が求められる領域であると考えられることから、これらの領域において、適切な規制・監督の枠組みが構築され、運用されることが期待される。また、本レポートが保険仲介者の報酬制度にも言及していることは注目に値する。日本においても、保険仲介者の報酬制度の透明性や適切性にかかる議論がさらに進展することが期待される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA publishes third Report on the application of the Insurance Distribution Directive’

H: 印 IRDAI、保険会計基準を採択（3月30日）

- インド保険規制開発庁（IRDAI）は、「2026年 保険会社の保険数理、財務および投資の機能にかかる規制（改正）」を承認した。
 - 同改正により、インドの保険会社は、2026年4月1日以降、インド会計基準に従って財務諸表を作成し、表示することが義務付けられる。
 - 同改正規制は、すべての種類の保険会社（生命保険会社、損害保険会社、再保険会社を含む。）に適用され

る。

- 同改正規制は、インド会計基準の下での、財務諸表の認識、測定、表示および開示にかかる規制上の枠組みを定めるものとなる。グローバルで認められた基準と整合した同改正規制の導入は、保険セクターにおける財務報告の一貫性、透明性および比較可能性を高めることを目的とするものである。
- 保険会社は、原則、今後2年間、もしくは、IRDAIが別に定める間、インド会計基準および現行の会計基準それぞれに基づく財務諸表を作成する。

インプリケーション：インドの保険市場は、2013年から2024年までの間、保険料収入ベースで約200%の成長を見せているものの、ペネトレーション・レートは2025年時点で約3.7%³であり、同国の保険市場の潜在的な成長の可能性は依然として高いと推察される。こうした中、国際的な基準とも整合するとされている新たな保険会計が採用されることは、同国の保険市場のさらなる発展にポジティブな影響をもたらし得るものであると思料される。

(参考) IRDAI 'IRDAI introduces Ind AS based Financial Reporting Framework for Insurance Sector'

I: 豪 APRA、終身・年金型商品の健全性規制の取扱いを変更（3月31日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、年金保険などの終身・年金型保険商品（longevity products）の健全性規制における取扱いを変更した。主な変更点は、それらの商品にかかる資本要件（capital requirements）の計算において高度な非流動性プレミアム（Advanced Illiquidity Premium：AILP）を適用すること。その目的は、退職後の所得にかかる商品の市場を強化することにある。主な改正の内容は以下のとおり。

非流動性プレミアムの適用対象	<ul style="list-style-type: none">即時開始終身年金（immediate life annuities）や長寿リスクやサービス費用以外の保険リスクを負担することがないその他の年金商品に加え、「重要な長寿リスクを保有する商品であり、かつ、甚大で生じ得るシナリオ（severe but plausible scenarios）の下で重大な非流動性リスクにさらされることがないと保険計理人が判断する商品」などにも非流動性プレミアムが適用される。
高度な非流動性プレミアムの定義	<ul style="list-style-type: none">高度な非流動性プレミアムは、原則、報告日以降の最初のn年の間は、「高度な非流動性プレミアムの参照ポートフォリオのスプレッドから一定のリスク調整（risk allowance）を控除したもの」として、また、n年目以降については、「50ベース・ポイント、もしくは、高格付の債券ポートフォリオをベースに保険会社が稼働できると保険計理人が考える長期のスプレッドに一定の調整を加えたもの、のいずれか小さい方」として、それぞれ計算される。<ul style="list-style-type: none">- n年：報告日からカットオフ・ポイント（満期保有を前提とするキャッシュフロー・マッチングを満たさなくなると保険計理人が判断する時点）までの間- スプレッド：国債と高度な非流動性プレミアム参照ポートフォリオの間の利回りの差- リスク調整：「高度な非流動性プレミアム参照ポートフォリオのスプレッドの長期平均の45%」と「高度な非流動性プレミアム参照ポートフォリオのスプレッドの構成要素で、保険計理人がデフォルトのコストを表示していると考えるものに一定の調整を加えたもの」のいずれか大きい方
保険計理人の	<ul style="list-style-type: none">高度な非流動性プレミアム（Advanced Illiquidity Premium）を使うことを選択した生命保

³ IRDAI (2026) 'Handbook on Indian Insurance Statistics 2024-25'

<p>責務</p>	<p>険会社の保険計理人（Appointed Actuary）は、その財政状態報告（Financial Condition Report：FCR）の一環として、非流動性プレミアムにかかる宣言（declaration）をAPRAに対して提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 高度な非流動性プレミアムの決定のプロセスの適切性とその水準の合理性 - 生命保険会社のガバナンスのプロセスと非流動性プレミアムの採択との適合性 - 非流動負債とその裏付けとなる資産との間のキャッシュフロー・マッチング・テストの結果 - 非流動性プレミアムの稼得の状況 - 生命保険会社の資産運用の戦略（満期保有の方針） - 調整後の保険負債（adjusted policy liabilities）と健全性資本要件（Prudential Capital Requirement：PCR）それぞれの裏付けとなる資産で、高度な非流動性プレミアムが適用される資産の内容 - ストレス・テストおよびシナリオ分析の結果
------------------	--

インプリケーション：今般の改正は、保険会社のソルベンシー規制に政策的な意図を反映したものであると推察される。「高度な非流動性プレミアム」を用いることについて、保険会社のガバナンスやリスク管理、加えて、市場規律が適切に働くことが期待される。

（参考）APRA ‘APRA finalises changes to the capital treatment of longevity products to improve retirement outcomes’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

リスクアドバイザー ファイナンシャルサービスズ

合同会社デロイトトーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>